

# 現物給付化に向けて注意していただきたいこと

資料3

## ①レセプトコンピュータの改修について

現物給付化にあたり、子ども医療費部分はレセプト請求していただくこととなりますので、レセプトコンピュータの改修が必要となります。

なお、レセプトコンピュータ業者の方には、本説明会の資料等に基づいて、個別に説明いただくようお願いいたします。

## ②一部負担金(2割、3割)の支払い時期について

これまで受給者から窓口で徴収していた一部負担金については、現物給付化により、診療の2カ月後に審査支払機関から医療機関に支払われます。特に開始直後については、ご注意くださいようお願いいたします。